高円宮杯 JFAU-15 サッカーリーグ 2025 三重　実施要項

1　趣　旨　三重県ユース年代(U-15)選手が長期にわたり拮抗したリーグ戦を経験することを通して、サッカー技術の向上とフェアプレー精神を培い、健全な心身の育成を図る。また、３種加盟チームすべてが参加できる大会とする。

2　主　催　一般社団法人　三重県サッカー協会

3　主　管　一般社団法人　三重県サッカー協会３種委員会・リーグ運営委員会・地区リーグ運営委員会

4　後　援　(株)モルテン

5　協　力　桑員・三泗・鈴亀・津・松阪・南勢・東紀州・伊賀地区３種委員会

6　期　間　2025 年２月１日（土）～10 月 25 日（土）の９ケ月間（7･8 月を除く）

7　会　場　出場チームグラウンド・学校施設・公共施設等

8　参加資格　①(公財)日本サッカー協会日本サッカー協会(以下、JFA)に第３種または女子に加盟登録したチームおよび選手。

②2010 年(平成 22 年)４月２日以降の出生者。

③中学生が７名以上登録されていること。

④中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ、JFA の女子加盟チーム登録選手を、移籍手続きを行うことなく、本大会に参加させることができる。但し、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。

⑤JFA により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについてはクラブ内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができ、複数のチームから選手を参加させることができる。なお、本項の適応対象となる選手の年齢は第４種年代のみとし、第３種およびそれ以上の年代の選手は適応外とする。

⑥登録チームを複数のチームに分けて参加することができるが、その複数チームが同一部内に登録することはできない。その場合、スタッフの兼任を認める。選手登録については下記「９　登録」に準じて行うこと。

⑦選手数が不足している同種別の複数チームによる「合同チーム」の大会参加については、次の条件を満たしている場合においてのみ認めることとする。但し、11 名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。なお、合同チームにおいては、４部リーグでの出場とし、１～３部リーグへ所属することはできない。

ａ．合同するチーム及び選手は①および②を満たしていること。

ｂ．極端な勝利至上主義を目的とする合同でないこと。

ｃ．大会参加の申込み手続きは、それぞれのチーム代表者が協議の上、代表チームが行う。

ｄ．合同チームとしての参加を各地区３種委員会で了承されること。

⑧リーグ日程全てに参加をすること。(原則、参加表明後の棄権は認めない。)

⑨資格について疑義が提出されたときは、(一社)三重県サッカー協会(以下、MFA)３種委員会において審議する。

9　登　録　①1～3部リーグは 2025 年 1 月 31 日（金）までに所定の用紙を各部運営責任者及び県リーグ担当理事に提出する。

②リーグ戦の選手・スタッフの登録については下記の通りとする。

ａ．複数チームがリーグ戦に参加している場合は、上位リーグに出場するチームにおいて、12 名のブロック選手を登録する。ブロック指定された選手は下位リーグに出場できない。

ｂ．ブロック指定された選手以外は下位リーグへ出場できる。（下位リーグで選手登録を行うこと。）

ｃ．選手の変更・追加及びブロック選手の変更は、リーグ規定で定められた 3 回のウィンドウ開口期間に行える。（スタッフの追加・変更登録については随時可能とする。）

ｄ．４部リーグ内での選手登録変更期間は別途各地区にて定めることとする。

ｅ．選手の追加・変更登録をする場合は、各リーグ（４部を含む）の運営責任者及び県リーグ担当理事へエントリー表を提出すること。

10　ﾘｰｸﾞ構成　①2025 リーグは 1 部、 2 部、 3 部（２ブロック制）、４部（６地区リーグ）で実施する。

1 部 11 チーム、 2 部 10 チーム、 3 部 12 チーム（北 6 チーム、南 6 チーム）とする。

②同一登録チームが同一リーグに参加することが出来ない。

・２部、３部リーグで昇格の権利を得ても、次年度、昇格するリーグに同一登録チームが参加する場合は、次の最上位チームの対象チームを昇格とする。

・４部リーグで参入プレーオフ出場の権利を得ても、同一登録チームが 3 部リーグに参加している場合は、次の最上位チームの対象チームが参入プレーオフ出場権利を獲得とする。

・１部リーグ、２部リーグで降格となった場合、降格するリーグに同一登録チームが参加している場合は、参加している同一登録チームを降格とし、１部リーグ及び２部リーグについては自動降格圏の最上位チームから順に、３部は状況に応じて、北ブロックと南ブロックでの該当順位同士のプレーオフを行い、勝者チームを残留とする。(３部リーグにおいては該当チームの降格状況により、残留チームの決定を行うことがある。)

・３部リーグから４部リーグ（地区リーグ）へ降格となった場合、降格する４部リーグに同一登録チームが参加している場合、次年度の参加は１チームでの参加とする。

③【１部リーグ】

・昇格･残留･降格及び来年度のリーグ構成については運営細則と昇降格についてを参照。

・1 位及び 2 位チームは三重県代表として東海地域リーグ参入プレーオフに出場することができる。参入プレーオフに勝利した場合は、次年度、東海地域リーグに参入することができる。

④【２部リーグ】

・昇格･残留･降格及び来年度のリーグ構成については運営細則と昇降格についてを参照。

⑤【３部リーグ】

・昇格･残留･降格及び来年度のリーグ構成については運営細則と昇降格についてを参照。

⑥【４部リーグ（各地区リーグ)】

・昇格･残留については運営細則と昇降格についてを参照。

・リーグ構成は各地区のチーム数に応じて各地区３種委員会にて決定する。原則、１チーム最低 10 試合以上のリーグを行う。

⑦次年度１～３部リーグに参加しないチームがあった場合、自動降格の上位チームを残留とする。
⑧リーグの昇格、降格に関する詳細は、別に定めるリーグ運営細則によるものとする。

11　懲　罰　①本大会は、JFA「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
②大会規律委員会の委員長は３種規律フェアプレー部長とし、委員については委員長が決定する。
③大会期間中に警告を３回受けた選手等は、次の１試合に出場できない。但し、２回目の累積については２試合に出場できない。
④本大会において退場を命じられた選手等は、次の１試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。
⑤４部リーグにおいては、④警告の回数については、JFA の規程に則り、要項に明記する。

12　選手の用具　ユニフォーム

ａ．JFA のユニフォーム規定に基づいた物を使用しなければならない。
ｂ．ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームをエントリー表にて登録し、各試合に必ず携行すること。（FP･GK 用共、同系色を正副としない）
ｃ．シャツは審判が通常着用する黒色と明確に判別できる色を着用すること。（FP･GK 用共）
ｄ．ユニフォームへの広告表示については「ユニフォーム規定」に基づき、JFA より承認された場合のみ着用を認める。但し、(公財)日本中学校体育連盟加盟チームは連盟規定に則り着用する。また、本大会が年度をまたぐため、着用するユニフォームに表示された広告が承認された物と異なる場合でも、2025 年３月 31 日までは 2024 年度に承認されていれば、年度内に新たに申請しなくても着用を認める。2025 年４月１日以降の着用については JFA より承認を受けること。
ｅ．主審は、対戦するチームのユニフォーム色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
ｆ．ソックスの上にテープまたはその他の材質の物を貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同系色でなくてもよい。また、カーフタイプのソックスを着用する場合、他の選手と同様のデザインとするが、下に履くソックスの色が、カーフタイプのソックスと同色でなくてもよい。
ｇ．アンダーシャツ・アンダーショーツ及びタイツの色は、ユニフォームシャツ、ショーツの主たる色または袖部分と同色とする。
ｈ．１～３部リーグにおいては上記 a～ｇを適用し、４部リーグにおいては、JFA「選手の用具に関する運用の緩和について」から、各地区にて緩和内容を決定し、適用することができる。また、４部リーグおいての適用内容を実施要項へ記載する。

13　表　彰　１部リーグ、２部リーグについては優勝チームへ盾を、優勝以下第３位までのチームに表彰状を授与する。３部リーグ(各ブロック)、４部リーグは優勝チームに表彰状を授与する。

14　個人情報　本リーグ申込みに関わる個人情報については、本リーグに関すること以外には使用しない。
チームの責任の下、選手及び保護者の承諾を得た上で大会に参加すること。

15　医療連絡先　三重県救急医療情報センターコールセンター　TEL:059-256-1199

16　その他　①会場準備、片付け及び補助員は出場チームが行うものとする。

②万が一事故が発生した場合、大会運営者及び指導者は応急処置のみ行い、その後の責任は一切負わない。

③参加者はスポーツ傷害保険に加入していること。

④参加資格に違反もしくはリーグ運営上、不都合な行為が発生した場合には、MFA３種委員会にて対応を協議し以後の処分等を本大会規律委員会で審議する。

⑤本年度１部リーグ優勝チームは三重県第１代表として、準優勝チームは三重県第２代表として、第 37 回高円宮杯全日本ユース(U-15)サッカー選手権東海大会(以下、高円宮杯東海大会)へ出場権を与える。

⑥大会成立要件について下記のように対応する。

【１～３部リーグ】

ａ．それぞれのリーグにおける年間予定総試合数の 70%以上が開催された場合に成立するものとする。2025 年 11 月２日 (日)終了時点の結果から勝点獲得率を算出し、最終順位にて昇格・降格・残留を決定する。

ｂ．上記ａを満たさず、本大会が中止または継続困難となった場合は前期終了時点での結果にて昇格・降格・残留を決定し、成立とする。

ｃ．上記ａ及びｂを満たさない場合は、MFA３種委員会にて協議し、決定する。

【４部リーグ】

ａ．各地区にて大会成立方法を決定し、実施要項に記載する。

⑧リーグ参加料を期日までに納入すること。

⑨本要項に記載されていない事項については、MFA３種委員会で決定する。